

湖南省石部地域包括支援センター運営業務委託仕様書

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第1項に定める地域包括支援センターの運営について、湖南省長（以下「委託者」という。）が石部中学校区に開設する地域包括支援センター（以下「圏域センター」という。）業務の委託にあたり本業務受託希望者（以下「受託希望者」という。）が応募にあたって満たすべき条件を定めたものである。

1 業務名

湖南省石部地域包括支援センター運営業務委託

2 目的

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく尊厳を持って暮らせるよう生活圏域ごとの身近な総合相談窓口として、一人ひとりの高齢者の状態に応じた保健・医療・福祉・介護等のサービスやあらゆる社会資源を活用し必要な支援を行うため、圏域センターの運営を事業者に委託する。

3 委託期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）

4 圏域センターの名称および担当学区

名 称	学 区
湖南省石部地域包括支援センター	石部中学校区

5 開設場所

湖南省石部東五丁目3番1号 湖南省立石部診療所内

6 委託契約の解除要件

委託者は、次の事項に該当する場合、委託期間の満了を待たずに受託希望者との契約を解除することができる。この場合において受託希望者が被った損害については、委託者はその責めを負わない。

- （1）受託希望者が本仕様書の要件および法令等を遵守しない場合
- （2）受託希望者が公正、公平、中立に業務を実施しておらず、委託者の是正の指示に従わない場合
- （3）受託希望者が仕様書の要件を満たす職員配置をせず、業務が滞ったとき

- (4) 受託希望者が個人情報の保護に関し必要な措置を講じない、または個人の権利利益を保護できないと認められるとき
- (5) 受託希望者が正当な事由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき
- (6) 受託希望者の責に帰すべき事由により、期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき
- (7) 受託希望者が委託業務を継続することが適当でないと認められるとき

7 設備・構造等

圏域センターを担う事務所の設備・構造は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 委託者が指定する場所に圏域センターの運営に必要な広さの事務所を設置すること。なお、設置に関する経費は、受託希望者の負担とする。
- (2) 事務所には、専用の事務室および相談室を設けること。相談室は相談者のプライバシーが確保されるよう別室または区切られたスペース（パーテーション等により区切ることも可）とする。
- (3) 職員が利用できる車両を2台以上配備すること。なお、それらにかかる経費は、受託希望者が負担するものとする。
- (4) 携帯電話を職員に用意し、所持させること。なお、それにかかる経費は、受託希望者が負担するものとする。
- (5) 必要な備品（事務机、椅子、相談用テーブル、相談用椅子等）および圏域センター専用で利用できるパソコン、電話、パソコン用プリンター、ファクシミリ、シュレッダーを設置し、インターネットへの接続が可能な環境を整備し、地域包括支援センター専用のメールアドレスを用いること。なお、同パソコンのセキュリティ機能も確保し、受託希望者が行う他事業と共有しないこと。また、これらに関する経費は受託希望者が負担するものとする。
- (6) 委託者の指定する地域包括ケア支援システムを使用すること。なお、システム専用パソコン、パソコン用プリンター、専用回線は委託者が設置し、受託希望者に貸与するものとする。また、受託希望者は、契約終了後、貸与された機器を速やかに委託者に返還するものとする。
- (7) 電話、パソコン等にかかる維持管理費（月々の回線使用料等）は、地域包括ケア支援システム専用回線を除き受託希望者が負担するものとする。
- (8) 書類を保管できる施錠可能な保管庫を設置すること。
- (9) 訪問等活動用自動車、職員の通勤用自動車の駐車場および利用者用の駐車スペースを敷地内または隣接地に確保すること。
- (10) 看板を設置し、地域住民への周知に努めること。

8 運営体制について

- (1) 開設日、業務時間、窓口開設時間、緊急時の体制

圏域センターの開設日、開設時間および緊急時の体制は次のとおりとする。

① 開設日

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）

② 業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで（事務所に職員不在時は電話が自動転送されるように対策を講じること）

③ 窓口開設時間

午前8時30分から午後5時15分まで（市役所との統一を検討中）

④ 緊急時の体制

事務所の開設時間外においても緊急時に職員と連絡が取れるように連絡体制や連絡網を整備すること。

（2）苦情対応

圏域センターに対する苦情を受けた場合、その内容および対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組を検討するとともに、速やかに委託者に報告すること。

（3）事故報告等

次に掲げる事故等が生じたときは、直ちにその状況を委託者に報告するとともに事故報告書を作成し、提出しなければならない。

- ① 業務に関する電子データおよびその関連文書等の紛失、滅失等
- ② 貸与品の紛失、滅失等
- ③ 職員が関わった交通事故に関すること（人身・物損等を問わない）
- ④ その他委託者に報告する必要があると認められたもの

（4）事故等の処理

（3）に規定する事故等の処理については、委託者と受託希望者で協議のうえ行うものとする。ただし、委託者において事故発生時に何らかの措置を講じる必要があると判断した場合には、委託者の責任において当該措置を講じるものとする。

9 職員の配置

（1）業務に専ら従事する職員は常勤として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の各職種1名以上配置すること。職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下の①～③に掲げる者を配置することができるものとする。

① 保健師に準ずるもの

地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

② 社会福祉士に準ずるもの

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または、介護支援専門員の業務経験が

3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

③ 主任介護支援専門員に準ずるもの

介護支援専門員としての業務経験を有し、厚生労働省が定める介護支援専門員の専門性を高め、資質向上を図ることを目的とした研修を修了し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識および能力を有する者

(2) 「指定介護予防支援等の事業人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援基準」という。）」第5条に基づき、保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、1名以上配置すること。

(3) 認知症施策推進業務を行う職員として(1)および(2)に示すいずれかの職員から認知症地域支援推進員を1名配置すること。

(4) 認知症初期集中支援チーム員を(1)および(2)に示すいずれかの職員から配置すること。なおその選定にあつては、(3)に示す担当職員と兼任することも可能とする。

(5) 職員について、やむを得ない理由により欠員が生じた場合は、速やかに代替の職員を配置すること。

(6) 業務責任者（圏域センター長）の配置

業務責任者（圏域センター長）を定め、配置職員の統括および適正な業務指導を行うものとする。なお、その選定にあつては、配置される保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員と兼任することも可能とする。また、業務責任者が休暇等で長期の不在にすることがある場合には、代理の者を選任するものとする。

(7) 配置職員の登録・変更

職員の登録については、委託者に対し地域包括支援センター運営業務委託従事者届出書にて当該業務に従事する者を予め提出し、許可を得ること。また、職員の変更があつた場合は、速やかに委託者に湖南省地域包括支援センター運営業務委託従事者変更届出書を提出し、許可を得ること。

(8) 職員研修

職員は、事業の果たすべき重要性に鑑み、以下に示す研修のほか、各種研修会（委託者が指定するものを含む）および多職種との交流会等あらゆる機会をとらえ、自らの資質の向上に努めるとともに、受託希望者は職員が内部研修および外部研修に積極的に参加できるよう万全の配慮を行うこと。

- ① 地域包括支援センター職員研修
- ② 高齢者虐待に関する研修
- ③ 認知症に関する研修
- ④ 人権に関する研修
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する研修
- ⑥ 介護支援専門員等の研修

⑦ その他、委託者が指定する研修

10 委託業務内容

圏域センターが実施する事業内容は、湖南省地域包括支援センター運営方針等に従い当該年度の事業計画を作成し適切に実施すること。各業務に関しては、国の定める地域支援事業実施要綱に基づくものとし、一般社団法人長寿社会開発センター作成の「地域包括支援センター運営マニュアル」および本仕様書に従い実施すること。

(1) 総合相談支援業務

高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉・介護サービス等関係機関と地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、適切なサービスや制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

① 実態把握

㉞ 圏域センターにおいて地域の通いの場（サロン、いきいき百歳体操、介護予防教室等）の参加状況を把握すること。

㉟ 独居高齢者や社会的孤立が予測される高齢者に対し、民生委員・児童委員等と連携し、圏域センターにおいて実態把握を行うこと。

㊱ 委託者が実施する「高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事業」において、健康状態不明者の実態把握等の事業に協力すること。

㊲ ㉞～㊱等を通じて、地域から孤立している高齢者および要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた複合的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握した場合は、当該世帯全体への支援につなげること。

② 総合相談支援

㉞ 初期段階の相談対応

圏域センターにて本人、家族、近隣の住民、民生委員・児童委員等の地域のネットワークを通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与または緊急の対応の必要性を判断すること。適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができると判断した場合には、相談内容に即したサービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行うこと。

㉟ 継続的・専門的な相談支援

㉟の対応により、専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要と判断した場合には、訪問による相談等により詳細な情報収集を行い、圏域センター内で課題や支援方針について共有を図り、支援方針に基づき、適切なサービスや制度につなぐこと。さらに、当事者や当該関係者からの定期的な情報収集とモニタリングを行うこと。また、相談支援の中で、高齢者の家族における課題を把握し、または相談を受けた場合には、適切な支援機関につなぐこと。

③ 介護者の相談支援

高齢者の在宅生活を支えるにあたり、介護者のニーズを的確に把握し、介護者の置

かれている状況にも配慮して支援を行うこと。

④ 地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施

複合化・複雑化した課題を抱える高齢者や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、相談等を通じて個別支援では解決が困難な課題を把握した場合には、適切な支援機関と連携するとともに、必要に応じて相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めること。

⑤ 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を把握し、保健、医療、福祉、介護等のサービスをはじめとする適切な支援へつなぎ、継続的な見守りを行うとともに更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ること。また、日頃よりサービス提供機関や支援機関等の情報について把握を行うとともに、圏域の民生委員・児童委員、地域支えあい推進員の活動との連携を図ること。

⑥ 緊急時の対応

安否確認の通報があった場合は、対象者の情報を収集し、訪問等により状況を確認した上で、委託者へ報告する。

⑦ 困難事例への対応

対象者やその家族に複雑な課題が存在している場合や対象者自身が支援を拒否しているなどの困難事例を把握したときには、実態把握のうえ、圏域センターの職員が連携して対応策を検討し、対策を講じること。

また、必要に応じて、委託者とも連携を図り、適切に対応を行うこと。

(2) 権利擁護業務

地域住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切な判断やサービスおよび医療が受けられない等、困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう権利擁護支援を念頭に、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うこと。

① 高齢者虐待の対応

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第17条に規定する事務の委託を受け、委託者が作成する「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき次の業務を行う。

㊦ 高齢者虐待の地域の相談窓口として、地域住民や関係者に対し周知を行うこと。

また、高齢者虐待の防止についての啓発活動を行うこと。

㊧ 圏域センターにおいて総合相談の中で虐待事例を把握した場合や、地域住民、関係機関から虐待の相談や通報があった場合には、相談・通報・届出受付票（総合相談）にて受理を行い、その内容を委託者へ速やかに報告すること。

㊨ 事実確認および情報収集の方法等について委託者と役割分担を行い、役割に基づき事実確認および情報収集を行うこと。また、緊急性の判断についても委託者と協

議すること。

㊤ 事実確認後、虐待対応の必要について委託者と協議し、委託者が開催するコアメンバー会議までには、事実確認票、事実確認項目（サイン）、アセスメント要約票等を完成させ、委託者に提出のうえコアメンバー会議に参加すること。

㊦ 虐待の事実があると判断された場合、コアメンバー会議および高齢者虐待対応評価会議において協議された課題に沿った役割に基づき虐待の終結に向けた支援を行うこと。

㊧ 老人ホーム入所判定委員会において、「措置、分離」が決定した場合は、圏域センターと委託者とで役割分担をし、対象者および養護者に対し必要な支援を行うこと。

㊨ 委託者が開催する高齢者虐待対応評価会議に出席し、支援経過の報告を行うとともに、今後の支援の方向性について委託者と協議を行うこと。

㊩ 年1回開催される虐待防止ネットワーク会議に出席し、虐待認定事例を報告すること。

㊪ 「高齢者虐待対応マニュアル」を熟知し、常日頃から虐待防止の視点に立って業務に臨むこと。

② 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等で老人福祉施設等への措置入所を含めて検討すべきと判断した場合は、委託者に報告すること。また、措置を実施した後も、必要に応じて対象者および養護者に対して支援を実施すること。

③ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に複合的な課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、委託者と圏域センターが相互に連携し、対応を検討すること。必要な時には地域ケア会議の活用、権利擁護にかかる検討会等で具体的な支援方法を検討すること。

④ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用

認知症等により判断能力が低下していても簡単な契約が可能な程度の能力が維持されている人で、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、通帳印鑑等の書類預かりサービス等が必要な場合は、湖南省社会福祉協議会へ地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用について相談すること。

⑤ 成年後見制度の活用促進

㊰ 成年後見制度普及の広報活動に取り組むこと。

㊱ 成年後見制度の利用が必要な場合、申立て支援をすること。

㊲ 地域の医療機関や後見人を推薦できる団体等と連携すること。

⑥ 消費者被害の防止

消費生活センター、警察、地域団体、関係機関等との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための機関を紹介すること。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者を取りまく複合的な課題に対してあらゆる社会資源を切れ目なく活用し、また高齢者の能力を最大限発揮できる「自立支援」の視点でケアマネジメントできるように介護支援専門員等を支援する。

① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

関係機関との連携を構築し、介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるように、地域との連携・協力体制の整備に取り組むこと。

㊦ 多職種協働の視点より、総合相談支援業務での「地域におけるネットワークの構築」の観点から地域の関係機関との連携を図る。

㊧ 地域まちづくり協議会等と連携し、地域の通いの場やボランティア活動等の情報を把握し、介護支援専門員が連携しやすいように整備する。

② 介護支援専門員への支援

介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、介護支援専門員のネットワークの構築・活用を図る。

㊦ 介護支援専門員対象の研修について、各圏域センターと協働し企画開催する。

㊧ 介護支援専門員および主任介護支援専門員の学習の機会に参画し、連携体制の構築を図る。

③ 支援困難事例等への指導・助言

㊦ 介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談

㊧ 支援困難事例を抱える介護支援専門員等からの相談対応

㊦ 個別事例に対するサービス担当者会議開催への支援

㊥ ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員へのケアマネジメントの指導

(4) 指定介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務

① 介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用ができるよう、心身の状況、置かれている環境等を勘案し介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。指定介護予防支援を実施するため、法第 115 条の 22 の規定に基づき、委託者から指定介護予防支援事業所の指定を受ける。また、業務の実施に当たっては、指定介護予防支援基準を遵守する。また、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき滋賀県知事の指定を受ける。

② 介護予防ケアマネジメント業務

地域の実情に応じて、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号））を利用しようとする第 1 号被保険者（フレイル状態や閉じこもり等の何らかの支援を要する人）に対し、基本チェックを実施し把握を行う。基本チェックリストの結果により介護予防・日常生活支援サービス事業の対象と判定された人に対してサービス利用に関する支援

を行う。また、基本チェックリストの結果により介護予防・日常生活支援サービス事業の対象外と判定された人に対して、自立支援に向けた適切なアセスメントを行いその人に応じた目標を設定し、その達成に向けた取組を生活の中に取り入れるよう支援する。

①②ともに、サービス利用意向のあった人に対しては、以下の業務を行い、利用意向がなかった人に対しては総合相談として支援すること。

- ㊦ 契約締結
- ㊧ アセスメント
- ㊨ ケアプランの原案作成
- ㊩ サービス担当者会議の開催
- ㊪ ケアプランの原案確定、利用者の説明・同意
- ㊫ ケアプラン・サービス利用票・提供表および別表の交付
- ㊬ サービス開始
- ㊭ モニタリング、評価、ケアプランの見直し
- ㊮ 給付管理
- ㊯ 介護報酬の請求

③ 計画作成費

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業に係る介護サービス計画費（介護報酬）、介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメントに係る介護サービス計画費（介護報酬）は圏域センターの収入とする。

④ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の委託

圏域センターは、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を一部居宅介護支援事業所（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託することができる。委託にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ㊦ 委託状況に関して、委託者が開催する湖南省地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に報告すること。
- ㊧ 委託先の指定居宅介護支援事業所と委託契約を締結すること。
- ㊨ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託した場合において、圏域センターは介護予防サービス支援計画原案の妥当性を確認し、介護予防サービス支援計画に係る実施後の評価を適切に実施すること。また、必要に応じて指定居宅介護支援事業所に対し、助言・指導を行うとともに、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務の履行について、不適切その他重大な問題が認められる場合は、その内容を委託者に報告すること。
- ㊩ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務にかかる委託料については、委託先の指定居宅介護支援事業所からの請求に基づき支払うこと。
- ㊪ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の更新時には、委託先の指定居宅介護支援事業所に更新の支援を依頼すること。

（５）一般介護予防事業

高齢者が要介護状態となることの予防や要介護状態の悪化を防止するため、人と人とのつながりを通じた通いの場が拡大するよう地域づくりを推進すること。

① 介護予防把握事業

地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、いきいき百歳体操、高齢者サロン等の住民主体の介護予防の場につなげること。

② 介護予防普及啓発事業

圏域の自治会や市民活動グループ等からの依頼により、健康講座等の講師として出動するなど、介護予防や健康づくりの普及や地域との交流を図ること。また、健康寿命の延伸および介護予防のための普及啓発に努めること。

③ 地域介護予防活動支援事業

高齢者が要介護状態等になることの予防や軽減、悪化を防止するとともに、高齢者ができる限り生きがいを持ち社会で活躍できるよう、人と人との繋がりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進すること。

(6) 地域ケア会議

今後、高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯、重度の要介護者、認知症の人等支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、医療と介護の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が協働・連携し、個別の困難事例や生活圏域の課題等を解決することを目的に、以下の地域ケア会議について開催または参加すること。

① 個別地域ケア会議

困難事例の検討を通じて、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活が継続できるよう、関係者や地域の支援者が協力して個別課題解決に向けた協議をする場として随時開催すること。

② 生活圏域地域ケア会議

個別地域ケア会議や総合相談の内容から各生活圏域における地域課題を整理し、地域住民や地域の関係者、地域の介護に関連する事業所等と課題を共有し、地域で解決に結びつくような取組を協議する場として年1回以上開催すること。

③ 委託者が開催する地域ケア会議等に関する事業に協力すること。

(7) 在宅医療・介護連携事業における啓発事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、市民への在宅医療・介護に関する意識の醸成や医療機関と介護事業所等の連携強化に資する取組を行うこと。

① 市民への啓発

在宅医療・介護や在宅看取りについて既存の媒体や出前健康講座等を用いて啓発を行うこと。また、県・市等が主催する在宅医療・介護に関する研修会に参加すること。

② 関係機関との連携

多職種が参加する事例検討会や研修会に参加し、高齢者が最期まで住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護連携に努め適切な支援につなげること。

③ 会議等への参加

県・市等が主催する情報交換会や会議に参加し、在宅医療と介護を一体的に提供するための取組を委託者と連携して行うこと。

(8) 生活支援体制整備事業との連携・協力

社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員・児童委員、地域まちづくり協議会等と連携しながら、支援体制の充実、強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく取組を行うこと。

① 地域資源等の情報共有

総合相談事業や個別地域ケア会議等で把握した地域課題等について、地域支えあい推進員等と情報共有を図り、支えあい活動に協力し取り組むこと。

② 地域支えあい推進会議（協議体）への協力

社会福祉協議会、地域まちづくり協議会が実施する地域支えあい活動に協力すること。

(9) 認知症施策推進業務

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目的とし、医療・介護および生活支援のサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人やその家族に対して効果的な支援が行われる体制を構築する。また、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取組を行う認知症地域支援推進員を配置し、以下の事業を行うこと。

① 認知症初期集中支援チームとの協働

認知症の人および家族からの相談により、早期対応・早期診断に向けた支援が必要な場合は、委託者が設置する「認知症初期集中支援チーム」の一員として参画すること。

② 認知症の人やその家族への支援

㊦ 認知症の人やその家族を対象とした相談業務等については、認知症地域支援推進員を中心として必要な支援を行うこと。

㊧ 認知症ケアパス等を活用し、認知症の人やその家族に対し相談窓口の周知を行うこと。

㊨ 認知症の人やその家族が抱える多様な問題を解決するために、かかりつけ医等の関係機関との連携を積極的に図ること。また、もの忘れについて不安に思っている人や家族に対し、もの忘れ相談事業の啓発を行い対象者については、委託者に連絡すること。

㊩ 認知症の人やその家族が気軽に立ち寄れる認知症カフェや相談会等と連携し、周知および開催に向けて協力すること。

③ 認知症の正しい理解に関する普及啓発

㊰ 市民に対して認知症に関する正しい知識の普及を図るために、小中学校や企業等に対して、委託者が実施する「認知症サポーター養成講座」の周知および協力を行うこと。

㊱ 認知症ケアパスの改訂について、協力すること。

④ 行方不明高齢者への対応

㊦ 委託者が実施する行方不明高齢者事前登録システム「おかえりネットワーク」の周知を行うこと。また、「湖南市おかえりネットワーク事業」登録希望者について、委託者に連絡し登録申請に協力すること。

㊧ 介護支援専門員や事業所等より、高齢者の行方不明について連絡が入った場合は、速やかに委託者に報告し捜索等の対応に協力すること。

(10) 関係会議への参画

次の関係会議へ参画すること。

- ① 湖南市地域包括支援センター運営協議会
- ② 湖南市地域包括支援センター連携会議
- ③ その他、委託者および関係機関、団体が主催する会議

(11) 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、「介護者のつどい」等必要な事業を実施する。

(12) 参加支援事業およびアウトリーチ等を通じた継続的支援事業

必要な支援が届いていなかった者およびその世帯を発掘し、既存の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源を活用・創出し社会とのつながり作りに向けた支援を行うことを目的とし、以下の事業を行うこと。

① 支援対象者

㊦ 社会参加に向けて段階的な支援が必要な者

㊧ 支援が必要と思われる課題が生じているが、自ら支援を求めることができない者、支援につながることに拒否的な者、地域社会からの孤立が長期にわたる者およびその世帯

㊨ その他本事業による支援が適当であると判断された者およびその世帯

② 業務内容

【参加支援事業】

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、必要な支援が届いていない者等で、既存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、関係機関と連携し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行うとともに、本人と参加の場のマッチングを行う。

㊦ 事業案内の周知方法

支援対象者および支援関係者に本事業による支援内容について周知を図るため、A4版1枚程度の事業案内のチラシを作成する。内容については、図・イラスト等を用いて事業内容について分かりやすい記載となるよう工夫し、あらかじめ委託者と協議して決定すること。

㊧ 他支援機関との連携、地域からの情報収集

各種会議への参加や支援関係者から広く情報を収集し、支援ニーズを抱えるものを発見、把握すること。

㊦ 支援対象者およびその世帯のアセスメント

参加支援事業の利用が必要と思われる対象者のニーズや課題を把握するためアセスメントを行うこと。支援対象者がどうしたいか思いをしっかりと聴き取り把握すること

㊧ プラン作成

支援員はアセスメント結果に基づき、本人の社会参加に向けた支援方針、支援内容、本人の達成目標を盛り込んだプランを作成すること。

プラン作成にあたり、本人および支援関係者と協働しながら作成し、本人の意思を十分に尊重すること。

㊨ 社会参加に向けた支援の実施

支援員は作成したプランに基づき、社会参加の機会を提供できるよう幅広くその確保に努め、マッチングを行うこと。

対象者に適した既存の社会参加の場がない場合は、参加の場の対象範囲の拡充等を交渉し、その確保に努めること。また、新たな場の提案を行う等、新規の社会資源を生み出す活動も行うこと。

社会参加の場が確保された後は、支援対象者が安心して通うことが出来るよう、プライバシーに十分配慮した上で、社会参加の場の提供元との間で参加時間、内容などの支援を円滑に行うための調整を行うこと。

㊩ プラン評価

プランに定める期間終了後、もしくは変化があった場合、再評価となるモニタリングを実施し、支援を終結させるか、新たにプランを作成して支援を継続するかの判断を行うこと。

㊪ 支援状況の報告

毎月の業務終了後、翌月の10日までに「月報」を委託者に提出し、市と進捗管理のため協議を実施すること。

㊫ その他本事業の目的を達成するために必要な事項

随時委託者と協議して決定すること。

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

複雑化・複合化した支援ニーズを有し、必要な支援が届いていない者や支援につながることに拒否的な者、地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民およびその世帯に対し、実態把握を行いながら、支援員が自宅訪問等により、信頼関係の構築を通じたつながりづくりを行う。

㊬ 事業案内の周知方法

支援対象者および支援関係者に本事業による支援内容について周知を図るため、A4版1枚程度の事業案内のチラシを作成する。内容については、図・イラスト等を用いて事業内容について分かりやすい記載となるよう工夫し、あらかじめ委託者と協議して決定すること。

㊭ 他支援機関との連携、地域からの情報収集

各種会議への参加や支援関係者から広く情報を収集し、支援ニーズを抱えるものを発見、把握すること。

㊦ 支援対象者およびその世帯への支援

自宅訪問や手紙の送付などの手段を講じ支援対象者に対する情報提供や信頼関係の構築に向けた働きかけを行うこと。直接支援対象者と出会うためのきっかけをつくるために、関わりを続けること。

また、直接支援対象者に接見できない際は時間をかけ、まず家族および周辺の支援対象者と関わる人と信頼関係を構築し、支援対象者につながるためのきっかけをつくるため、関わりを続けること。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の利用が必要と思われる対象者のニーズや課題を把握するためアセスメントを行うこと。支援対象者がどうしたいか思いをしっかりと聴き取り把握すること。

㊧ プラン作成

支援員はアセスメント結果に基づき、支援方針、支援内容、本人の達成目標を盛り込んだプランを作成すること。

プラン作成にあたり、本人および支援関係者と協働しながら作成し、本人の意思を十分に尊重すること。

必要に応じて、社会参加への移行も行うが、その際に支援対象者の希望や状況に合わせアウトリーチ等を通じた継続的支援事業と同じ担当者が参加支援事業の対応を行うなど、スムーズに移行できるよう配慮に努めること。

㊨ プラン評価

プランに定める期間終了後、もしくは変化があった場合、再評価となるモニタリングを実施し、支援を終結させるか、新たにプランを作成して支援を継続するかの判断を行うこと。

㊩ 支援状況の報告

毎月の業務終了後、翌月の10日までに「月報」を委託者に提出し、市と進捗管理のため協議を実施すること。

㊪ その他本事業の目的を達成するために必要な事項

随時委託者と協議して決定すること。

1 1 事業報告

事業計画、事業報告および事業評価については、委託者の求めに応じ別途定める様式により提出すること。委託者は、湖南省地域包括支援センター運営協議会に諮り適切かつ中立・公正な運営がなされているか、また、業務水準の確認を行うため実績評価を行うものとする。

(1) 事業計画、収支予算書の提出

(2) 毎年3月末までに次年度の事業計画書、収支予算書その他の書類を提出すること。

(3) 毎年4月末までに前年度の事業実施結果、収支決算書を提出すること。

(4) その他

- ① 業務の質の向上をはかるため自己評価に努めること。
- ② 委託者が求める資料を作成し、提出すること。また、事業の実施状況を確認するため、相談内容、処理状況等必要な資料を提供すること。事業実績状況は常時整備しておくこと。
- ③ 事業計画書、収支予算書、収支決算書、事業報告書等は、公開を基本とする。

1 2 情報の管理

(1) 情報の管理・漏洩防止

- ① 業務上知り得た個人情報の管理および保存については、対象者ごとにファイルを作成し、施錠可能な書庫にて5年間管理し、経過後は速やかに委託者に引き渡すこと。ただし、支援が継続している事案については、この限りではない。
- ② 相談者が他の圏域センターへ転居をした場合は、相談記録および個人ファイルを速やかに委託者へ引き渡すこと。
- ③ 相談記録等の個人情報データを委託者へ提出する場合は、インターネットを介さず、Word、Excel等で作成し委託者の指定する媒体で提出するものとする。
- ④ 業務上使用するパソコンについては本業務の専用とし、適切なウイルス対策を講じること。

(2) 個人情報の保護

圏域センターの適正な運営のため、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、圏域センターが有する高齢者等の情報について、目的外使用や改ざん、漏洩することのないよう、情報管理を徹底する。

- ① 受託希望者は、個人情報の取り扱いにかかる規程を整備し、遵守すること。
- ② 受託希望者は、契約終了後、個人情報を速やかに委託者に返還しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

1 3 損害によりに生じた経費の負担

受託希望者が行う業務の履行に際し、発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）により生じた経費については、受託希望者が負担する。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託希望者が協議して定めることとする。

1 4 施設警備について

情報漏洩等がないよう、受託希望者が必要と考える施設の施錠は必須とし、警備機器の使用については、受託希望者の判断・責任において行うこと。

1 5 保険への加入

損害賠償保険や傷害保険等受注者が業務の履行に必要と考える保険については、受託

希望者の判断・責任において加入すること。

16 補足

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項に関しては、委託者と受託希望者で協議のうえ、処理するものとする。ただし、緊急を要する場合については、委託者の指示するところによる。